

環境確保条例別表第 8

1	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙(ばい)焼炉、焼結炉若しくは煨(か)焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1t以上のものを有する工場
2	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5m ² 以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
3	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1000kVA以上のものを有する工場
4	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
5	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
6	レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
7	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋸(びょう)打ち作業又は孔(あな)埋め作業を伴うものを行う工場
8	金属の鍛造で重量が0.5t以上の落下錘を使用するものを行う工場
9	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素 酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗(ふつ)素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルム アルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの